

■令和4年度給付予定一覧

就学援助費(準要保護)内訳

区 分	支給時期	支給内容		支給対象
		小学校	中学校	
学用品費 通学用品費	7月末 (4月～7月)	第一学年 4,228円 その他の学年 5,048円	第一学年 8,264円 その他の学年 9,088円	全 員
	12月末 (9月～12月)	第一学年 4,228円 その他の学年 5,048円	第一学年 8,264円 その他の学年 9,088円	
	3月末 (1月～3月)	第一学年 3,174円 その他の学年 3,804円	第一学年 6,202円 その他の学年 6,824円	
校外活動費 (宿泊を伴わないもの)	校外活動 実施後	交通費、見学科	交通費、見学科	校外活動(宿泊を伴わないもの)への 参加者 年1回(1日)
校外活動費 (宿泊を伴うもの)	校外活動 実施後	交通費、見学科、宿泊費	交通費、見学科、宿泊費	校外活動(宿泊を伴うもの)への 参加者 年1回
新入学児童生徒 学用品費	3月または 5月末	51,060円	60,000円	新1年生に支給(年度途中で準要保護児童生 徒に認定されたものは除く)
修学旅行費	旅行実施前 または後	交通費、見学科、宿泊費、他	交通費、見学科、宿泊費、他	修学旅行に参加した者(修学旅行後に準 要保護児童生徒に認定された者は除く)
医療費	医療券を 発行する	—	—	学校保健安全法施行令に定められた疾病で学校に おいて治療の指示を受けたもの
ヘルメット購入費	5月末	—	2,300円	中学校の新1年生に支給 (購入した者のみ、1回限り)
給食費	—	減免	減免	別途、減免申請が必要
児童クラブ負担金	—	減免		別途、減免申請が必要 延長料は保護者負担

* 年度途中で準要保護児童生徒に認定された者は、支給額は支給開始日以降分となります。

* 校外活動費および修学旅行費について、キャンセル料が発生した場合は、教育長が認める場合のみ支給対象となります。